

新宿区立学校情報セキュリティ要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における教育等のために用いるネットワーク及び教育等のために用いる情報システム（以下「教育ネットワーク等」という。）の利用に係る情報セキュリティに関する基本的な事項について、総合的、体系的かつ具体的に定めることにより学校情報資産の適切な管理を図り、もって児童・生徒のプライバシー等の保護の万全を期するとともに学校の教育活動の安定的な運営を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、新宿区情報セキュリティ規則（平成15年規則第98号）第2条各号において定める用語の例による。

- (1) 教職員等 教職員及び学校の派遣労働者をいう。
- (2) 教育等のために用いるネットワーク 教育委員会事務局、学校等の内部又は相互間を接続するための通信網、その構成機器及び記録媒体で構成され、業務を行う仕組みで教育及び校務のために用いるものをいう。
- (3) 教育等のために用いる情報システム 電子計算機及び記録媒体で構成され業務を行う仕組みで、教育又は校務のために用いるものをいう。
- (4) 学校情報資産 教育ネットワーク等で取り扱う全ての情報（紙等の有体物に出力されたものを含む。）をいう。
- (5) 学校情報セキュリティ 学校情報資産の機密の保持、正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。
- (6) 学校情報セキュリティポリシー この要綱及び学校情報セキュリティ対策基準をいう。
- (7) 学校情報セキュリティ対策基準 この要綱に基づき学校情報セキュリティに関する対策（以下「学校情報セキュリティ対策」という。）を行うに当たり、統一的に遵守すべき行為、判断等の基準であって、別に定めるものをいう。

(学校情報セキュリティポリシーの遵守義務)

第3条 教職員等は、学校情報セキュリティの重要性について十分な認識を持つとともに、学校情報資産に関する業務（以下「学校情報業務」という。）を行うに当たり学校情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

(学校情報セキュリティの実施手順)

第4条 学校情報セキュリティの実施手順については、この要綱に定める場合を除き、新宿区立学校における情報セキュリティ実施手順（平成24年2月8日付け23新教支教第2261号）を準用する。

(統括学校情報セキュリティ責任者)

第5条 教育委員会事務局次長を、教育ネットワーク等、学校情報資産及び学校情報セキュリティに関する最終決定権限及び責任を有する統括学校情報セキュリティ責任者とする。

2 統括学校情報セキュリティ責任者は、教育ネットワーク等の連絡体制の構築、学校情報セキュリティ責任者の学校情報セキュリティポリシーに関する意見の集約並びに学校情報セキュリティ責任者の教職員等に対する学校情報セキュリティポリシーの遵守に関する教育、訓練及び助言に関する指示を行う。

(教育ネットワーク等管理者)

第6条 統括学校情報セキュリティ責任者を補佐するため、教育ネットワーク等管理者を置く。

2 教育ネットワーク等管理者は、教育委員会事務局教育指導課長とする。

3 教育ネットワーク等管理者は、次に掲げる事項について権限及び責任を有する。

(1) 教育ネットワーク等の開発及び運用を行うこと。

(2) 教育ネットワーク等における学校情報セキュリティに関すること。

(3) 学校情報セキュリティ責任者に対して学校情報セキュリティに関する指導及び助言を行うこと。

4 教育ネットワーク等管理者は、学校情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、統括学校情報セキュリティ責任者の指示に従い、又は統括学校情報セキュリティ責任者が不在の場合には、自らの判断に基づき必要かつ十分な全ての措置を行う権限及び責任を有する。

(教育ネットワーク等管理者の権限の代行)

第7条 教育ネットワーク等管理者の権限を代行する者は、教育ネットワーク等管理者が指名し、統括学校情報セキュリティ責任者が認めた者でなければならない。

2 教育ネットワーク等管理者は、前項の規定によりその権限を代行する者を指名した場合には、速やかに学校情報セキュリティ責任者にその旨を通知しなければならない。

(学校情報セキュリティ責任者)

第8条 学校の長を、当該学校の学校情報セキュリティに関する権限及び責任を有する学校情報セキュリティ責任者とする。

- 2 学校情報セキュリティ責任者は、教職員等に対する学校情報セキュリティポリシーの遵守に関する教育、訓練、助言及び指示を行う。
- 3 学校情報セキュリティ責任者は、統括学校情報セキュリティ責任者の下に、自校における学校情報セキュリティポリシーの遵守に関する権限及び責任を有する。
- 4 前項の規定にかかわらず、学校情報セキュリティ責任者は、当該学校の学校情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、統括学校情報セキュリティ責任者及び教育ネットワーク等管理者へ速やかに報告を行い、統括学校情報セキュリティ責任者及び教育ネットワーク等管理者の指示を受けなければならない。

(学校情報セキュリティ責任者の権限の代行)

第9条 学校情報セキュリティ責任者の権限を代行する者は、学校情報セキュリティ責任者が指名し、教育ネットワーク等管理者が認めた者でなければならない。

(学校情報セキュリティの維持管理)

第10条 教育ネットワーク等管理者は、学校情報セキュリティの維持管理のため、次に掲げる事項に関する学校情報セキュリティ責任者の意見を集約し、必要な措置を講ずる。

- (1) 第15条第1項第1号に規定する教育又は研修に関すること。
- (2) 第16条第1項に規定する訓練に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校情報セキュリティ対策の実施に係る重要な事項

(学校情報資産の分類)

第11条 学校情報セキュリティ責任者は、学校情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じた学校情報セキュリティ対策を行うものとする。

(学校情報セキュリティ対策)

第12条 教育ネットワーク等管理者は、学校情報資産を外部からの不正なアクセスから適切に保護するため、学校情報資産へのアクセス制御、教育等のために用いるネットワークの管理等の技術面の対策及びシステム開発の外部委託、教育ネットワーク等の監視、学校情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等の運用面の対策を行うものとする。

2 学校情報セキュリティ責任者は、学校情報資産に対する脅威から学校情報資産を保護するため、次に掲げる学校情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 教育ネットワーク等の機器を設置する施設への不正な立入り、学校情報資産の損傷

及び学校情報資産への妨害から保護するための物理的な対策

- (2) 教職員等及び学校情報業務を受託した事業者（以下「外部委託事業者」という。）に学校情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等十分な教育及び啓発が講じられるために必要な人的な対策
- (3) 緊急事態が発生した際に迅速な対応を可能とするための危機管理対策
(監査)

第13条 教育ネットワーク等管理者は、学校情報セキュリティポリシーが遵守されていること等を検証するため、定期的に監査を行う。

(評価)

第14条 教育ネットワーク等管理者は、前条の監査の結果等に基づき、学校情報セキュリティ対策の評価を行う。

(教育及び研修)

第15条 教育ネットワーク等管理者は、次の各号に掲げる者に対して、当該各号に定める教育又は研修を行う。

- (1) 教職員等(次号に掲げるものを除く。)及び外部委託事業者 説明会の実施等学校情報セキュリティポリシーに関する教育又は研修
- (2) 学校情報セキュリティ責任者 役割及び学校情報セキュリティに関する理解度等に
応じた教育又は研修

2 教職員等は、前項の教育又は研修を受け、学校情報セキュリティポリシー及び第4条において準用する新宿区立学校における情報セキュリティ実施手順を理解し、学校情報セキュリティ上の問題が生じないように努めなければならない。

(訓練)

第16条 教育ネットワーク等管理者は、教職員等に対して、緊急事態を想定した訓練を計画的に行う。

2 教育ネットワーク等管理者は、教育ネットワーク等の規模等を考慮し、適宜、前項の訓練の範囲等を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第17条 教職員等は、職務の遂行において使用する学校情報資産について、特に次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- (5) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)

附則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。